

平成 22 年 11 月 1 日

税理士 松丸会計事務所

\* 経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

## 株式売却「みなし取得費の特例」

平成 22 年 1 月 31 日で廃止！

株式売却の「**みなし取得費の特例**」が今年 12 月 31 日で期限切れとなります。

## (1) みなし取得費の特例とは

上場株式の譲渡損益計算に必要な取得費が不明な場合、平成 13 年 10 月 1 日の終値に 80% を掛けた額を「**みなし取得費**」として申告できる制度です。

## (2) 取得費が不明な場合の特例措置

上場株式等の売却益については、平成 15 年の税制改正で、現在の「申告分離課税」に 1 本化されました。譲渡損益を計算する際には、その株式の取得費の把握が必要になりますが、当時まだ大量にあったタンス株などは相続等で取得したものや古い時代に購入したもので大部分を占めており、その取得費を調べることは事実上不可能でした。このため、当面の措置として置かれたのが、**みなし取得費の特例**です。このみなし取得費の特例が、今年の 12 月 31 日で期限切れ廃止となります。

## (3) 取得費の特例が適用される株式

取得費の特例が適用される株式は、平成 13 年 9 月 30 日以前（同年 9 月末までに購入した株式をそれ以後相続で取得した株式も含む）に取得した上場株式で、現在でも、相続した株式や昔に購入した株式をそのまま一般口座に保管されているもの、あるいは、株券電子化の際に必要な手続きをしないで信託銀行の特定口座に名義が移ったものなどが対象になります。

取得費が不明あるいは実際の取得費より**みなし取得費の方が高い株式を保有している人は、年内に「取得費の特例」を使うことで節税が期待できます。**

特例が切れる来年以降、取得費不明な株式を売却した時の取得費は「売却代金の 5%」で計算することになっていますので、今年と比較して節税効果が大きく異なります。

## 【上場株式等に関する証券税制について】

1. 平成 20 年度税制改正により、平成 21 年以降の所得について確定申告をして申告分離課税を選択することにより、上場株式等の譲渡損失と、上場株式等の配当金及び株式投資信託の分配金との損益通算が可能。
2. 平成 22 年 1 月からは、特定口座の「源泉徴収あり口座」にて上場株式等の配当金を受入れることで特定口座内にて譲渡損失との損益通算が可能。確定申告をしなくても配当金に対する源泉徴収税額のうち過大となった税額が還付され特定口座に受入れられます。
3. 上場株式等の売却益に係る税率は、平成 21 年～23 年までは 10%（所得税 7%、住民税 3%）、平成 24 年以降は 20%（所得税 15%、住民税 5%）。